

第1部 総説

第1章 宮崎市の概要

第2章 環境行政の推進

第3章 環境保全の体制と推進

第1部 総説

第1章 宮崎市の概要

1 沿革

宮崎市は、大正13年4月1日に宮崎郡宮崎町、大淀町および大宮村の廃置分合を行い、市制を施行しました。市制施行当時の人口は42,920人、面積は45.15km²でした。

その後、平成10年4月1日には、政令指定都市に次ぐ事務権限をもつ中核市に移行し、平成18年1月1日に佐土原、田野、高岡の3町を、さらに平成22年3月23日には清武町を編入合併し、人口約40万人、面積644.61km²の県都として新たなスタートを切り、なお一層市民に密着した市政を目指し、南九州の中核都市にふさわしい特色あるまちづくりを進めています。

2 自然条件

(1) 気候

本市の気候の特徴は、南海気候区に属する温暖な地域であり、黒潮の影響で寒暖の差が比較的小さく、また、全国的に降水の多い地域でありながら、日照時間が長いのも特徴です。

| 快晴日数 | 平均気温 | 降水量 | 日照時間 | 備考 |
|-------|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 54.3日 | 17.2℃ (全国3位) | 2,457.0mm (全国3位) | 2,108時間 (全国3位) | 1971年～2000年の 平均値 |
| 52.7日 | 17.4℃ (全国3位) | 2,508.5mm (全国2位) | 2,116時間 (全国3位) | 1981年～2010年の 平均値 |
| 52.0日 | 17.7℃ (全国3位) | 2,625.5mm (全国2位) | 2,121.7時間 (全国6位) | 1991年～2020年の 平均値 |
| | 18.2℃ | 2,865.0mm | 2,106.8時間 | 2022年の値 |

資料：気象庁資料より作成。観測地点はおおむね県庁所在都市

「2022年の値」については、「宮崎市みにミニ統計」による。

(2) 位置・地形等

本市は、宮崎県のほぼ中央に位置し、東は、約47kmの風光明媚な砂浜と波状岩の海岸線となっており、西は小林市・都城市・三股町と、南は日南市と、北は新富町・西都市・国富町・綾町とそれぞれ接しています。

地形はおおむね平坦で、中央に広がる宮崎平野を囲むように北部から西部にかけて丘陵を連ね、南部も双石山系が東西に連なり海岸に迫っています。

河川は、一級河川45本、二級河川43本、準用河川32本があり、流路延長[※]は、666.485kmに及びます。

※ 流路延長は、起終点延長の合計延長です。

3 社会経済の現況

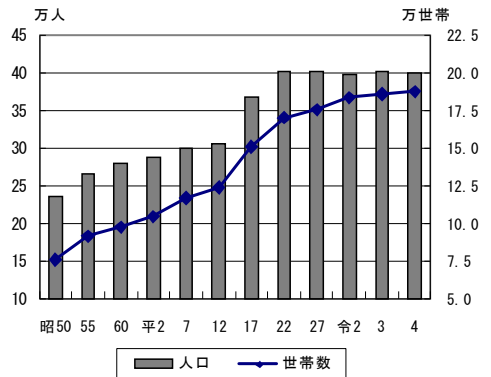
(1) 人口

令和4年10月1日現在の本市の人口は、399,476人（男：188,448人、女：211,028人）となっています。

大正13年の市制施行時には約4万人でしたが、その後、市域の拡大や自然増、社会増で平成7年には30万人を超え、平成18年1月及び平成22年3月の合併により約40万人となりました。

平成22年以降緩やかに増加していましたが、令和4年は、前年同月比約0.32%（1,299人）減少しています。

また、令和4年10月1日現在の世帯数は、187,295世帯で、前年同月比約0.80%（1,483世帯）増加しています。



(2) 交通

道路は、高速道路等の高規格道路、国道10号、220号等市中心部から郊外へ延びる放射状道路及び市街地を同心円状に取り囲む環状道路を骨格として、都市内幹線道路網が構成されています。

鉄道は、JR日豊本線、JR日南線が市街地を東西南北に運行しており、空港線が空港と中心部を結び日豊本線と日南線に接続されています。

また、宮崎港は、昭和48年に重要港湾に指定され、南九州の物流拠点となっており、フェリー航路が宮崎～神戸間を毎日運航しています。

航空路は、東京(羽田・成田)、大阪(伊丹・関西)、名古屋(中部)、福岡、沖縄の各路線と、国際線はソウル、台北の2路線が開通されています。

自動車台数は、全体として増加傾向にあります。

【市内自動車台数】

(単位：台)

| 年度 | 貨物自動車 | 乗合自動車 | 乗用自動車 | 特種(殊)用途車 | 軽自動車 |
|------|--------|-------|---------|----------|---------|
| 平成29 | 19,452 | 805 | 134,346 | 5,326 | 175,551 |
| 30 | 19,576 | 808 | 134,847 | 5,380 | 176,045 |
| 令和元 | 19,768 | 765 | 135,287 | 5,441 | 176,163 |
| 2 | 20,000 | 742 | 135,670 | 5,503 | 176,261 |
| 3 | 20,165 | 723 | 136,720 | 5,552 | 176,879 |
| 4 | 20,432 | 710 | 137,510 | 5,569 | 176,693 |

※ 軽自動車を除く自動車については各年度3月末現在。(九州運輸局宮崎運輸支局)

※ 軽自動車については各年度4月1日現在。(市民税課)

(3) 産業

令和2年実施の国勢調査によると、産業別就業者割合は、第1次産業が1.8%、第2次産業が13.5%、第3次産業が82.3%となっています。平成27年実施の国勢調査結果に比べ、全産業で就業者数が減少しています。

(4) 土地利用

市域の総面積は643.57km²（令和4年10月1日国土地理院改測）で、地目別土地面積は、宅地面積が57.49km²、田畑面積が94.09km²、山林・原野等の面積が434.45km²、雑種地面積が57.53km²などとなっています。森林は、宮崎地域南部、佐土原地域、高岡地域、田野地域、清武地域に広く分布しており、田畑は市街地を囲むように周辺に分布し、市街地の形状は、橋通を中心としてほぼ同心円状にまとまっています。

※ 宅地、田畑、山林・原野、雑種地等の面積は、宮崎みにミニ統計（令和5年6月発行）より令和4年10月1日現在の数値。

(5) 都市計画区域等面積

本市は、平成18年及び平成22年の隣接4町との合併を経て、宮崎広域都市計画区域（線引き）と田野都市計画区域（非線引き）の2つの都市計画区域が併存しています。

計画的なまちづくりを進めるために定められている用途地域の状況は、宮崎広域都市計画区域約27,578haのうち、約6,256ha（都市計画区域の約23%）、田野都市計画区域約765haのうち、約235ha（都市計画区域の約31%）です。

※（令和5年3月31日現在）

第2章 環境行政の推進

1 宮崎市環境基本条例の制定

(1) 制定の背景

産業経済の発展と生活水準の向上による、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動は、本市においても変わることなく、更には、宅地開発等の大規模開発によって私たちの周りから豊かな緑や清らかな水辺など身近な自然が失われつつあります。

また、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨等に見られる地球規模の環境問題は、普段の事業活動や日常生活が原因となっているものが大部分を占めており、従来のような規制を中心とした対応では解決が困難な状況となっています。

そのようなことから、環境保全施策の基本的な考え方や方向性を明確にする必要があり、市では、環境保全に関する基本理念や市民、事業者、市の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた「宮崎市環境基本条例」を平成9年3月に制定し、同年4月1日から施行しています。

(2) 環境基本条例の構成

条例は、4つの章から構成されています。

第1章は、総則として第1条から第6条まであり、それぞれ、目的、定義、基本理念、市の責務、事業者の責務、市民の責務を定めています。他の条例にない基本理念を定めているのが特色であり、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにこれを将来の世代に継承すること、及び全ての者の公平な役割分担の下に環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を構築すること、地球環境の保全はすべての者が事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならないことを謳っています。

第2章は、第7条から第20条までの14条で構成され、施策の基本方針として、市民の健康の保護と快適な生活環境の確保、自然環境の体系的な保全と生態系の確保、人と自然の豊かなふれあいが保たれ快適な環境が保全されるための環境の保全に関する事項の確保をうたい、環境の保全のための基本的な施策を規定しています。また、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示す環境基本計画の策定も規定しています。

第3章は、第21条のみからなり、地球環境の保全に資する施策の推進について規定しています。

第4章は、第22条から第29条までの8条で構成され、宮崎市環境審議会の設置とその内容を定めています。

宮崎市環境基本条例のあらまし

第1章 総則
(第1条から第6条)

(第1条) 目的
・環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること
・現在と将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること

(第2条) 定義

(第3条) 基本理念
健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と自然との共生
市、事業者及び市民の公平な役割分担下での環境への負荷の小さい持続的に発展する都市構築
地球環境保全の積極的な推進

(第4条) 市の責務
(第5条) 事業者の責務
(第6条) 市民の責務

第2章 環境の保全に関する基本的施策
(第7条から第20条)

(第7条) 施策の基本方針
(第8条) 環境基本計画の策定
(第9条) 環境の状況等の公表

(第10条) 施策の策定等に当たっての配慮
(第11条) 規制の措置
(第12条) 経済的措置等
(第13条) 環境の保全に関する施設の整備等
(第14条) 資源の循環的な利用等の促進
(第15条) 環境の保全に関する教育、学習等
(第16条) 市民等の自発的な活動の促進
(第17条) 情報の収集及び提供
(第18条) 市民等の参加及び協力の促進
(第19条) 調査及び研究の実施
(第20条) 監視等の体制の整備

第3章 地球環境の保全の推進等
(第21条)

第4章 宮崎市環境審議会
(第22条から第29条)

(第22条) 設置
(第23条) 組織
(第24条) 任期
(第25条) 会長
(第26条) 専門委員
(第27条) 会議
(第28条) 庶務
(第29条) 委任

2 宮崎市環境基本計画の策定と推進

(1) 宮崎市環境基本計画の策定

本市では、平成9年4月に施行した「宮崎市環境基本条例」に基づき、平成10年3月に「宮崎市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、社会経済情勢や市民意識の変化、本計画の進捗状況を踏まえ、平成16年3月に計画の見直しを行い、「宮崎市環境基本計画（一部改訂計画）」を策定しました。

さらに、良好な自然環境や貴重な野生動植物の減少といった自然環境問題をはじめ、進行が著しい地球温暖化問題など、本市を取り巻く複雑・多様化した環境問題に対応するとともに、平成18年1月に合併した佐土原地域、田野地域、高岡地域の環境特性にも考慮し、平成20年3月に「第二次宮崎市環境基本計画」を、また、清武地域との合併、環境問題の変化等に対応するため、平成25年3月に「第二次宮崎市環境基本計画（一部改訂計画）」をそれぞれ策定しました。

平成30年3月には、人口減少などの社会経済情勢の変化やそれまでの計画の実施状況などを踏まえ、よりよい環境づくりを一層推進するため、その指針となる「第三次宮崎市環境基本計画」を策定しました。

この計画では、目指す環境像を『太陽と豊かな自然の恵みを未来につなぐ都市(まち)「みやざき」』と定め、その実現のため、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」、「自然環境の保全」、「生活環境の保全」、「環境教育の推進」という5つの長期的目標を掲げ、市民・事業者・行政それぞれの役割や行動の方向性を示すとともに、市が取り組む施策の内容や、市民・事業者の皆様に配慮していただきたい取組について明らかにしています。

一方で、令和3年8月には、気候変動問題の原因の一つとして挙げられる地球温暖化対策として、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティみやざき」を目指すことを宣言しました。

令和5年3月には、上位計画である第五次宮崎市総合計画の計画期間が10年間から7年間に変更されたことや、「ゼロカーボンシティみやざき」宣言などを踏まえ、計画期間、温室効果ガスの削減目標及び最終目標などを変更し、「第三次宮崎市環境基本計画（一部改訂計画）」を策定しました。

今後、脱炭素社会の実現や気候変動への対応など、大きく変化する社会経済情勢等の変化を踏まえ、令和7年度を始期とする「第四次宮崎市環境基本計画」を策定する予定です。

| 年月 | 計画 |
|--------|--------------------------|
| 平成10.3 | 「宮崎市環境基本計画」策定 |
| 平成16.3 | 「宮崎市環境基本計画（一部改訂計画）」策定 |
| 平成20.3 | 「第二次宮崎市環境基本計画」策定 |
| 平成25.3 | 「第二次宮崎市環境基本計画（一部改訂計画）」策定 |
| 平成30.3 | 「第三次宮崎市環境基本計画」策定 |
| 令和5.3 | 「第三次宮崎市環境基本計画（一部改訂計画）」策定 |

(2) 第三次宮崎市環境基本計画の推進体制

目指す環境像の実現に向け、本計画を総合的かつ計画的に推進していくためには、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割のもと協力・連携して取り組んでいくことが重要です。

①計画推進の主体と役割

| 主体 | 各主体の役割 |
|-----|---|
| 市民 | ・日常生活に伴う環境への負荷を少なくするよう努めます。 ・市が実施する環境の保全に関する施策に協力します。 |
| 事業者 | ・事業活動を行うときは、環境への負荷を少なくするなど環境の保全に努めます。 ・市が実施する環境の保全に関する施策に協力します。 |
| 行政 | ・環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定及び実施します。 ・市の業務を行ううえで、率先して環境への負荷を少なくするよう努めます。 |

②推進体制

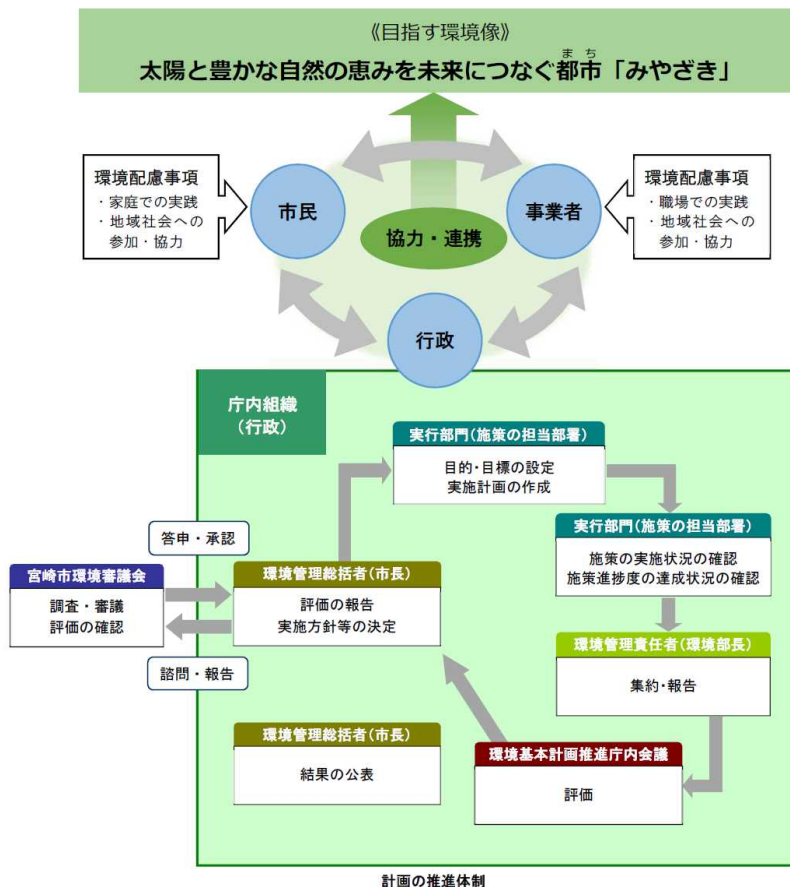
<環境審議会>

計画の推進状況を点検・確認するうえでは、第三者的な視点からみた客観性が求められます。そのため、市長は、環境基本条例第22条に基づき設置される環境審議会に対して、評価指標の達成状況について報告を行うとともに、承認を受けた後、結果を公表します。

また、環境審議会は、計画の実効性を確保するため必要な提言を行うとともに、市長から諮問があった場合には、計画の見直し等について調査・審議及び答申を行います。

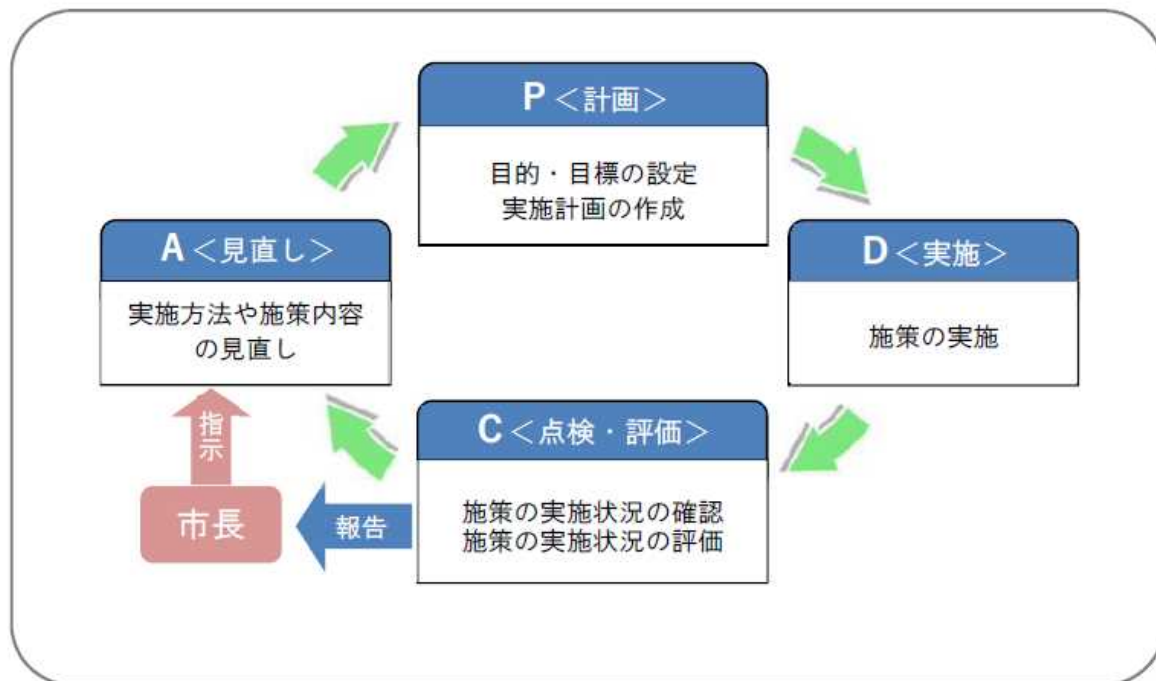
<庁内組織>

計画に掲げる施策を着実かつ効果的に推進していくためには、各部局が連携して取り組むとともに、施策の実施状況や達成状況などを点検・評価するための横断的な枠組みが必要です。このため、各部局から構成される環境基本計画推進庁内会議を設置し、総合的かつ横断的な視点のもとに施策を推進していきます。



(3) 第三次宮崎市環境基本計画の進行管理

本計画における施策の実効性を高めていくため、「計画 (Plan)」「実施 (Do)」「点検・評価 (Check)」「見直し (Action)」のサイクル (PDCA サイクル) における一連の流れを繰り返しながら、継続的に環境の改善を図っていきます。



計画の進行管理

第3章 環境保全の体制と推進

1 行政組織

本市の環境行政組織においては、昭和39年の都城、小林方面の澱粉工場排水による川魚の大量のへい死や水道水のにごりなどの発生を契機に、公害問題に関する機運が高まってきました。また、昭和45年の第64回臨時国会における水質汚濁防止法等公害関係の法整備の充実、昭和46年7月の環境庁設置法などの国における公害対策の一元化が図られるといった状況の中、本市では、昭和45年に専任職員の配置や公害安全係の設置などを行うとともに、昭和47年10月には「宮崎市公害防止条例」を制定して公害の発生防止に努めてきました。

昭和48年に企画部、昭和58年生活保健部、平成9年環境部へと大きな機構改革を行い、公害問題から、複雑、多様化する環境問題に対応しています。

【行政機構の変遷】

| 年月日 | 組織及び人員 |
|---------------|---|
| 昭和42. 6. 30以前 | 商工開発課で公害対策を行う。 |
| 昭和42. 7. 1 | 総務課防災係と統合、兼任で3名配置する。 清掃課を75名で新設。 |
| 昭和45. 4. 1 | 総務部総務課防災係に公害対策の専任職員1名を配置する。 |
| 昭和45. 9. 1 | 総務部総務課公害安全係を新設 |
| 昭和48. 8. 1 | 企画部に公害対策課を新設し、公害係を設置 |
| 昭和49. 9. 1 | 清掃工場を課相当へ昇格 |
| 昭和50. 4. 1 | 企画部公害対策課に公害対策係と環境保全係を設置 |
| 昭和52. 4. 1 | 清掃部を新設 |
| 昭和54. 4. 1 | 企画部公害対策課を公害交通課に名称変更、清掃部に清掃企画室を新設、し尿処理場を課相当へ昇格、し尿処理場を衛生処理センターへ名称変更 |
| 昭和58. 6. 1 | 生活保健部に統合し、公害交通課に公害対策係、環境保全係を設置 |
| 昭和62. 4. 1 | 清掃部を環境事業部に名称変更、清掃課を環境管理課と環境業務課に分離、清掃企画室を環境管理課に統合、清掃工場を環境美化センターに名称変更 公害交通課を市民部に統合し、公害対策係、環境保全係を設置 |
| 平成 9. 4. 1 | 環境事業部を環境部に名称変更、市民部公害交通課及び環境事業部環境管理課を廃止し、環境部に環境保全課と施設整備室を新設 |
| 平成10. 4. 1 | 中核市移行に伴い、環境保全課に環境対策係を設置 |

| | |
|-------------|--|
| 平成 11. 4. 1 | 衛生処理センターと施設整備室を統合し、環境施設課を新設 環境保全課（管理係、環境保全係、環境対策係）、環境業務課（管理係、ごみ減量係、業務係、南部事務所、中部事務所、東部事務所）、環境施設課（管理係、施設係、建設係）、環境美化センター（計画管理係、施設維持係）の4課 |
| 平成 12. 4. 1 | 環境美化センターを環境施設課に統合し、環境保全課、環境業務課、環境施設課の3課 |
| 平成 19. 4. 1 | 環境施設課を廃止し、廃棄物対策課として新設、環境保全課（環境企画係、大気騒音係、水質保全係）、環境業務課（管理係、ごみ減量係、業務係、南部事務所、中部事務所、東部事務所）、廃棄物対策課（管理係、一般廃棄物係、産業廃棄物係、施設係）の3課 |
| 平成 21. 4. 1 | 廃棄物対策課に監視指導係を設置 |
| 平成 22. 4. 1 | 廃棄物対策課に浄化槽係を設置 |
| 平成 24. 4. 1 | 中部事務所を廃止 ごみ減量係からリサイクル係に名称変更 |
| 平成 27. 4. 1 | 東部事務所を廃止 環境保全課に管理係を設置 |
| 平成 28. 4. 1 | 廃棄物対策課浄化槽係を生活排水係に名称変更 |
| 平成 29. 4. 1 | 廃棄物対策課産業廃棄物係及び一般廃棄物係を統合し、廃棄物認可係として新設 |
| 平成 30. 4. 1 | 廃棄物対策課廃棄物認可係を審査係に名称変更 |
| 平成 31. 4. 1 | 廃棄物対策課に企画係を設置 |
| 令和 2. 4. 1 | 廃棄物対策課の企画係を廃棄物広域処理対策室に改編 |
| 令和 3. 4. 1 | 環境保全課と廃棄物対策課を廃止し、環境政策課、環境指導課、環境施設課を新設 地域振興部生活課が廃止され、同衛生係を環境部に統合 環境政策課（管理係、環境企画係、廃棄物企画係、衛生係）、環境業務課（管理係、業務第一係、業務第二係、南部事務所）、環境指導課（審査係、監視指導係、環境対策係）、環境施設課（管理係、施設第一係、施設第二係、浄化槽係）の4課 |
| 令和 5. 4. 1 | 環境政策課にゼロカーボン推進室を設置 |

2 附属機関等

(1) 宮崎市環境審議会

宮崎市環境基本条例第22条の規定により平成9年6月に設置し、本市における環境の保全に関する基本的な事項を調査審議しています。

(2) 宮崎市廃棄物減量等推進審議会

宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例第7条の規定により、廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する事項について審議しています。なお、市民の意見を広く反映させるために、一部委員の公募制を導入しています。

(3) 宮崎市環境基本計画推進庁内会議

宮崎市環境基本計画に基づき、環境保全に関する施策を総合的に推進するために、副市長、部局長で構成する推進会議を設置しており、下部組織として、調整課長で組織する幹事会があります。また、計画の推進に関する事項について専門的に調査・研究を行う係長級の職員で組織する作業部会も置くことができるようになっています。

(4) 宮崎市地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律第40条の規定に基づき平成17年12月に設置し、本市が取り組む事業等と連携し、市民、市民活動団体、事業者、行政等が協働して地球温暖化対策の推進を図ることで、地球環境にやさしいまちの形成を目指すことを目的とし、協議会及び各構成員ごとの取組について協議しています。

